

板橋区ボランティアシール交付要綱

平成 12 年 3 月 31 日 区長決定
改正 平成 22 年 11 月 1 日 区長決定
改正 平成 25 年 9 月 24 日 区長決定
改正 平成 29 年 9 月 5 日 区長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則（平成 12 年板橋区規則第 38 号。以下「規則」という。）第 44 条第 6 号の規定により、ボランティア活動に伴うごみ処理券（以下「ボランティアシール」という。）の交付について、基本的事項を定める。

(ボランティアシールの定義)

第 2 条 ボランティアシールとは、有料ごみ処理券の表面にボランティア承認スタンプを押したものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則の一部を改正する規則（平成 25 年板橋区規則第 29 号）による改正前の有料ごみ処理券及び東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則の一部を改正する規則（平成 29 年板橋区規則第 33 号）による改正前の有料ごみ処理券の表面にボランティア承認スタンプを押したものについても、ボランティアシールとみなす。

3 ボランティアシールは、物品管理上、廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に交付する有料ごみ処理券とは区分して管理するものとする。

(対象者)

第 3 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するボランティア活動により、一時的にごみを排出する者にボランティアシールを交付するものとする。

(1) 公共の場所の清潔保持、向上等を目的として、これらの場所を清掃するボランティア活動

(2) 地域的な無償奉仕活動による行事

(対象となるごみ)

第 4 条 対象となるごみは、前条のボランティア活動により区内から排出される可燃ごみ及び不燃ごみとする。

(責務)

第 5 条 交付対象者は、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（平成 11 年板橋区条例第 49 号）の理念を尊重し、廃棄物の排出を行わなければならない。

(減免割合)

第 6 条 区長は、ボランティアシールの交付に伴う廃棄物処理手数料を免除とする。

(申請手続)

第 7 条 交付対象者は、あらかじめ規則第 45 条第 1 項に規定する手数料減免申請書（以下「申請書」という。）及び第 3 条に定める対象者であることを確認できる書類等を区長あてに提出しなければならない。

(承認)

第 8 条 区長は、別に定める板橋区ボランティアシール交付基準により申請内容を審査のうえ、承認したときは交付対象者に対し、規則第 45 条第 2 項に規定する手数料減免承認書を発行する。

(交付)

第 9 条 区長は、提出された申請書等に基づいてボランティアシールの種別及び数量を決定し、交付対象者にボランティアシールを交付する。

(譲渡禁止)

第 10 条 ボランティアシールの交付を受けた者は、これを第三者に譲渡してはならない。これに反した場合、承認を取り消すとともに、当分の間、交付対象者から除外する。

(変更手続)

第 11 条 ボランティアシールの交付を受けた者は、その数量に過不足が生じた場合、速やかに変更手続を行い、区長の指示に従うこと。

付 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。